

関係業界団体 代表者 各位

財政局技術監理部技術監理課長

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた
「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」及び
新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について**

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年5月12日）に伴う工事及び業務の対応及び「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の改定について」（令和3年5月12日付 財監第42号）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和5年5月8日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されました。

今般の位置づけの変更により、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び業種別ガイドラインは廃止されることとなり、今後の新型コロナウイルス感染症への感染対策については、政府として一律に対応を求めることはせず、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされており、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなりました。

これを受けて、国土交通省が「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」及び新型コロナウイルス感染症対応関連通知を廃止いたしましたので、本市においても下記のとおり、通知を廃止いたしましたことをお知らせいたします。

なお、貴団体傘下の会員の方々への周知をよろしくお願いいたします。

記

1. 廃止する通知文

（別紙1）廃止する通知一覧に掲載のあるすべての通知文

2. 通知廃止にともなう留意事項

- ・現在契約中の工事及び業務について、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更された令和5年5月8日より前に設計変更協議があったものについては、従前のおり設計変更の対応を行うこととするものの、令和5年5月8日以降に協議があったものについては、本通知による関連通知文の廃止をもって設計変更対応をしないものとする。

【担当部署】

財政局技術監理部技術監理課
TEL711-4844（内線：6164）

(別紙) 廃止する通知文一覧

文書番号	日付	通知文名	概略内容
財監 268	R2. 2. 26	[福岡市] 施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について(通知)	
財監 9	R2. 4. 17	[業界団体宛] 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の追加対応について(通知)	3密防止の徹底と一時中止の再検討
財監 27	R2. 5. 7	[業界団体宛] 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について	緊急事態宣言 5/31 まで延長
財監 40	R2. 5. 19	[業界団体宛] 緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について(通知)	感染拡大防止措置の徹底 感染予防対策ガイドラインの周知
財監 93	R2. 7. 3	[業界団体宛] 「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の改訂について(参考送付)	
財監 103	R2. 7. 21	[業界団体宛] 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防について(通知)	真夏日の定義を 28 度以上の日と読替え
財監 136	R2. 8. 28	[業界団体宛] 「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の改訂について(通知)	
財監 276	R2. 12. 28	[業界団体宛] 「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の改訂について(通知)	
財監 281	R3. 1. 12	[業界団体宛] 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について(通知)	工期延長や設計変更等の措置継続
財監 285	R3. 1. 15	[業界団体宛] 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域変更(令和3年1月13日)に伴う工事及び業務の対応について	緊急事態宣言の対象地域の変更
財監 308	R3. 2. 12	[業界団体宛] 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について	
財監 43	R3. 5. 18	[業界団体宛] 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更(令和3年5月12日)に伴う工事及び業務の対応及び「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の改訂について	緊急事態宣言の対象地域の変更